

平成30年第4回（12月）定例町議会

（第3日 12月6日）

平成30年第4回(12月)西伊豆町議会定例会

議事日程(第3号)

平成30年12月6日(木)午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第44号 西伊豆町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第45号 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー規約の制定について
- 日程第 3 議案第46号 西伊豆町立学校設置条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 4 議案第47号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の一部を変更する協約について
- 日程第 5 議案第48号 平成30年度西伊豆町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第 6 議案第49号 平成30年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 7 議案第50号 平成30年度西伊豆町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第 8 議案第51号 平成30年度西伊豆町温泉事業会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 議案第52号 西伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第10 議案第53号 平成30年度西伊豆町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第11 常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第12 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	堤	豊君	2番	山本	洋志君
3番	山本	智之君	4番	芹澤	孝君
5番	高橋	敬治君	6番	加藤	勇君

7番 山田厚司君
8番 西島繁樹君
9番 堤和夫君
10番 山本榮君
11番 増山勇君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	星野淨晋君	副町長	椿隆史君
教育長	清野裕章君	総務課長	佐久間明成君
まちづくり課長	大谷きよみ君	窓口税務課長	真野隆弘君
健康福祉課長	白石洋巳君	産業建設課長	村松圭吾君
防災課長	長島司君	環境課長	鈴木昇生君
会計課長	森健君	環境課長	松本正人君
教育委員会 教務局長	高木光一君		

職務のため出席した者

議会事務局長 山本法正 書記 山本征司

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（高橋敬治君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は、11名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（高橋敬治君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第1、議案第44号 西伊豆町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 議案第44号 西伊豆町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定について。

西伊豆町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年12月4日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 総務課長。

○総務課長（佐久間明成君） それでは、議案第44号について説明させていただきます。

こちらの条例の内容といたしまして、西伊豆町の一般職の職員を一般社団法人美しい伊豆創造センターへ派遣する場合の条件を付したものとなっております。1ページをおめくりいただいて、西伊豆町職員の公益的法人等への派遣に関する条例でございます。

第1条では、趣旨として公益法人への職員の派遣に必要な事項を定めるとしております。

第2条では、職員の派遣ということで、職員の内容について規定をしております。

2ページをお願いいたします。

第3条で派遣職員の職務への復帰ということで、派遣先から西伊豆町の職員として復帰する場合の規定を記載させていただいております。

第4条では、派遣職員の給与ということであっておりますが、人件費に係る分については、町が負担をすることになっております。手当等については、美しい伊豆創造センターで支給する形を取っておりますが、第4条の下から2行目「期間中、給料、扶養手当、居住手当等及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。」とありますが、各市町によって手当の基準が違っておりますので、同じ事務所へ派遣しても、それぞれ金額が違う場合が発生するというので、このような記載の仕方になっております。

続いて、3ページをお願いいたします。第8条です。派遣職員に関する報告ということで、町長へ職員が職務に復帰しましたということについても、町長に報告をしなければならないという規定を設けてございます。

続いて、4ページをお願いいたします。

こちらでは、退職者を職員として採用しない場合として第12条がありますが、役場の正規職員でなく、臨時職員等になった場合には採用しないという規定もありますし、刑法上罪に問われたということがあると、そういった者の職員の採用はしないという取り決めをしております。こちらの案につきましては、伊豆半島7市6町首長会議の方で足並みを揃えて、職員を派遣する場合、同じ条例で派遣しましょうということで協議がなされ、町の方で定めることになりましたが、西伊豆町の場合、一般職の派遣は行っておりません。実質的には委託契約により依頼した方を、こちらの事務の方へ派遣しておりますので、今回条例の対象になる職員がいるかということでは、現時点ではないという状況でございます。

以上簡単ですが、説明とさせていただきます。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番、山本榮君。

○10番（山本 榮君） それでは伺いますけども、これは郡下統一した条例ということですか。

この条例に、第3条派遣職員の職務への復帰ということがありますが、派遣をした職員の派

遣期間がこれには定められていないですけども、これは郡下統一だからいいと言えどもそれまでもかもしれませんけども、その職員は何年派遣されるのか。何年でその派遣が切れるのか。そういう定めがないけど、それはそれでいいのかどうかの確認をしたいのと。

それから、一般事務の職員でない職員ということですが、例えば、今地域おこし協力隊の方々が、職員の身分がどうなっているか分かりませんが、そういう方を期限切って派遣をするようなことも可能なわけでしょうか。その2点伺います。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 今既に派遣と言うか、委託という形で行っていただいている方は〇〇さんという方で、役場の職員ではありませんので、仮に地域おこし協力隊がこれに該当するのであれば、そういうことも可能であろうとは思っております。ただ現在では、地域おこし協力隊をここに充ててということは考えてはおりません。

期間につきましては、当然、県との人事交流などもやっております、それは1年で帰ってきますけれども、滞納整理機構には2年目で今行っている者もいます。ですので、1年で帰ってくることもあれば、その者が2年、3年ずっとそこに派遣されたいということであれば、3年派遣することもあるかもしれませんけれども、あくまでも別にそれはうたうわけではなくて、西伊豆町の職員の人事異動の中で決めていくということですので、こういったところで別に期間を決めて区切ってする必要はないのかなと思います。

ちなみに、すべて足並みを揃えてということではなくて、7市6町で美しい伊豆創造センターなどが作られてはおりますけれども、そこによっては、その派遣をする時に出すお金の区分が違うところもありますので、逆に言うと西伊豆町以外は、皆さんこの派遣条例を持っておりまして、うちだけないので足並みを揃えて、うちも制定するというございます。

○議長（高橋敬治君） 10番、山本榮君。

○10番（山本 榮君） この条例は、公的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に準じて作ってあるということですので、その法律をちょっと調べてみましたら、職員派遣の期間は3年を超えることはできないと明記されているわけで、それをここにあてはめるわけにはいかななくて、これを無視して年限を定めなくてもいいということになるわけですか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 当然、上部法令が3年で縛ってあるのであれば、3年以上は派遣はできないという認識になろうかと思えます。

○議長（高橋敬治君） 10番、山本榮君。

○10 番（山本 榮君） その項目はこの条例に入れなくても、法律はそうなっているから、そうだといいことですか。それならば法律があれば、あえてここでいろいろなことを、この西伊豆町として作らなくても、国の法律があるからいいのだということに考えになってしまうのではないですか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 現時点では、西伊豆町ではこの条例がありませんので派遣ができません。ですので、派遣ができるように条例を作るというものでございます。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

6 番、加藤勇君。

○6 番（加藤 勇君） 第4条の派遣職員の給与の関係でお聞きします。町から派遣した職員については、その給与については町が負担すると総務課長から説明があったわけですが、最後の文言のところに、100分の100以内を支給することができるという表現になっております。そうしますと、逆に言うと下回る場合もあるのかなという懸念をするわけですが、そういう状況があった場合に、補填する方法というのは何か考えられておられますか。

○議長（高橋敬治君） 総務課長。

○総務課長（佐久間明成君） これは規定の中では、先ほど言ったように、給与は町が支給しますということで、ここで言っている100分の100以内を支給することができるは、例えば手当の関係とかです。地域手当だとかということで、西伊豆町にはない手当を支給しているところがございます。そうすると同じ職員でも、手当そのものが横並び一律ではないということを含めて、ここでは100分の100以内を支給することができるということであって、給与そのものを減額するということは、よほどのその年度途中で給与改定があったとかということではないかぎり、まず発生しない状況だと思っております。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

11 番、増山勇君。

○11 番（増山 勇君） 最初にお尋ねするんですけども、公益法人等と書いてありますが、現在どのような公益法人があつて、先ほど言われた団体以外にあるのかどうかというのをちょっと聞きたいです。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） ありません。しかしながら、今後出てくる可能性があるので、こううたわざるを得ないご理解いただくしかないと思います。

○議長（高橋敬治君） 総務課長。

○総務課長（佐久間明成君） 一概にそういう話でもなくて、公益的法人ですので、極端な言い方すると、社会福祉協議会とかということも、そういうものに入ってきております。ただ西伊豆町の場合、現在はそういった所への職員派遣というのはございません。過去に、社会福祉協議会等へ事務局長として職員を派遣した経緯もありますが、現在はありません。それから県で設けている企業局みたいなところへ、事務組合ができたとしたら、そういう所へ派遣する時も適用できる話ではありますが、実際には今町長が言われたように、そういった公益的法人がございませんので、派遣することはまずあり得ないだろうと思います。そうすると、現在の一般社団法人美しい伊豆創造センターさんしか、今回は該当にならないと解釈しています。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

2番、山本洋志君。

○2番（山本洋志君） ちょっとお聞きしたいですけども、この目的と効果はいかがなものでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 目的は先ほどから言っておりますように、公益的法人へ職員を派遣できるようにするというのが目的でございます。しかしながら、先ほど言っておりますように、委託と言うか、そういった方を今雇って、その方をお願いしていますので、実際職員は派遣しませんので、西伊豆町としてはこの条例を作ったからといって、すぐ効果はどうかということはありません。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

ありませんか。

8番、西島繁樹君。

○8番（西島繁樹君） 具体的な話ですけど、地域おこし協力隊の方の中で、観光協会へ行かれている方がいますけども、この条例の対象になるのですか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 地域おこし協力隊は西伊豆町の役場職員ではございませんので、対象にはなりません。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第 44 号 西伊豆町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第 44 号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 45 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第 2、議案第 45 号 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置規約の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 議案第 45 号 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置規約の制定について。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 3 項の規定により、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町における幼児教育アドバイザーの共同設置規約を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 4 日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木光一君） それでは、議案第45号についてご説明をさせていただきます。

おそれいりますが、1ページめくっていただきたいと思います。

この規約は、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町が共同して、幼児教育アドバイザーを設置することを目的として定めているものでございます。

1条では、共同設置する市町を定めておりまして、ただいま申し上げた1市5町でございます。

2条では、共同設置する幼児教育アドバイザーの名称を、賀茂地区幼児教育アドバイザーと定めております。

3条では、執務場所を下田総合庁舎とし、庶務を行う幹事は東伊豆町としております。

4条では、選定については関係市町の教育委員会が協議して、選考した候補者を幹事である東伊豆町の教育委員会に諮り、選任をすることと定めております。

5条の負担金は、関係する市町の首長が協議し、決定することとしております。

6条から次のページの9条につきましては、賀茂地区幼児教育アドバイザーに関する予算及び決算報告、身分の取扱い、報酬等の適用について定めてございます。

附則としまして、この規約は、平成31年4月1日から施行するというものでございます。

また、この規約は、幼児教育アドバイザーを共同設置する1市5町が、同じ内容で各議会に上程されるものでございます。

以上簡単ですが、説明とさせていただきます。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君） 1ページの第3条、幹事市町ということで、今回は東伊豆町が載っておりますが、この幹事市町は持ち回りでやられるのか。それとも、東伊豆町がずっと幹事市町となるのか。その辺をお伺いします。

○議長（高橋敬治君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木光一君） 幹事市町につきましては、構成する市町の中で行うということになりますけれども、今回東伊豆町になりましたが、必ずしもずっと東伊豆町が行うということでもございません。持ち回りの順番が決まっているというものでもございません。

○議長（高橋敬治君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） そうなりますと、持ち回りも決まっていない。今回は、東伊豆町だということですけど、どのようにその幹事市町を決めるのか。その辺の方法とか、そういうことは議論されたことはないでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木光一君） こちらにつきましては、関係市町の教育委員会が協議をして、幹事市町を決定するということになります。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） 4条のアドバイザーの選任方法等についてのことでお聞きしますが、まず定数は関係市町が協議して定めるとありますが、予定している人数はどれくらいなのかということと。この幼児教育に携わるアドバイザーの方の、例えば資格要件等があるのかということをお聞きします。

○議長（高橋敬治君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木光一君） 今現在予定している人数は、1名でございます。アドバイザーの資格要件はございません。

6番、加藤勇君。

○議長（高橋敬治君） 6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） そうしますと、このアドバイザー、幼児教育ですから幼児なんですけど、どういう方たちにどういう指導をアドバイスするということになるのでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 教育長。

○教育長（清野裕章君） 幼児教育アドバイザーの仕事といたしましては、幼稚園、保育園、認定こども園、それからその接続のある小学校を訪れて、その教職員に指導をしております。特に園職員については、子どもとの関わりについて、きめ細やかな指導を行っていただいております。

○議長（高橋敬治君） 6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） 今回では1名ということですので、各市町をその方が回られると思うわけですが、例えば西伊豆町に関していけば、月に何日とか、週に何日とかという、そういう時間割はもう既にございますか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 最終的な数字につきましては、この規約の制定がされて、広域連携会議に諮られた中で決まっていくものと思っております。各市町によって要望する時間数なども違いますので、その辺は各市町の要望に応えた中で、時間が割り振られ、それに見合った費用を各々が捻出して、お支払いをするという形になるかと思えます。先ほど、今のところ1名というお話が説明でありましたけれども、時間数が増えた場合には、2名にして対応することも出てくるかとは思いますが。資格がないということですが、今選任しようとしておられる方は、そういった幼稚園の教諭などを今までやられてきた方が現場に入って、こうした方がいいのではないかというアドバイスをされるとは聞いております。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 今、町長からいろいろと答弁があったんですけども、アドバイザー自体は、幼児教育の一定の職務経験や、そういった研修履歴等を踏まえて選任されるものだと思います。3条とか、9番議員の方でいろいろと質問もありましたけども、幹事市町の任期は2年とし、再任を妨げないと。それから9条のところ、アドバイザーの報酬等の支給については、幹事市町の規定を適用する。そして、今町長の答弁の中に、各市町の負担の話があって、多い市町もあり、少ない市町も当然あるだろうから、その負担する金額も変わってくるみたいな話がありましたけども、その辺のところについての見解をもう少し説明してもらえませんか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 各市町によって、園の数も当然違います。うちは今度賀茂幼稚園が伊豆海に来ますので、伊豆海認定こども園と仁科認定こども園になりますけれども、その中に保育部、幼稚部ということになりますし、松崎町の場合は認可されているところは1か所で、後は民間の所があったりとか、下田、河津、東伊豆、南伊豆、それぞれによって園数も違います。子どもの数も違いますから、均等割があったり、そういった数によって割られるものがありますので、各市町各々負担額は違いますよと。それプラス、来ていただく時間数も違いますので、それを按分して、うまく各市町からお金を持ち寄っていただいて、そもそもの

報酬金額に見合ったもので最終的にお支払いをするという形ですから、それは各市町の要望に
応える形で、うまく1市5町でこの幼児教育アドバイザーの設置をして、運営をしていく
とご理解いただければと思います。

○議長（高橋敬治君） 7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） もう1点、アドバイザーが2年以上継続してやった場合、幹事市町が
2年で代わった場合、当然待遇面が変わってくる場合が想定されるんですけども、そういつ
たことはあり得るのでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） それは広域連携会議の中で待遇などは決めておりますので、幹事市町
が代わったとしても、そういったものが変わるということはありません。

○議長（高橋敬治君） 他ございませんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第45号 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバ
イザー共同設置規約の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願
います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第3、議案第46号 西伊豆町立学校設置条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 星野浄晋君登壇]

○町長（星野浄晋君） 議案第46号 西伊豆町立学校設置条例の一部を改正する条例案について。

西伊豆町立学校設置条例(平成17年西伊豆町条例80号)の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年12月4日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木光一君） それでは、議案第46号 西伊豆町立学校設置条例の一部を改正する条例案についてご説明をさせていただきます

今回の一部改正につきましては、来年度から賀茂幼稚園を廃止し、伊豆海認定こども園に幼稚園機能を統合したいことから、賀茂幼稚園の表記を削除したいものでございます。

まず、2ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。改正部分は、下線部になります。現行の別表第3の最下段になりますが、名称の西伊豆町立賀茂幼稚園と位置の西伊豆町安良里100番地の1を、右側の改正案の表のとおり削除したいものでございます。

それでは、1ページの改正条文にお戻りいただきたいと思います。

附則としまして、この条例は、平成31年4月1日から施行するというものでございます。

以上簡単ですが、説明とさせていただきます。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

○議長（高橋敬治君） 11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） 賀茂幼稚園がなくなるということですけども、現在施行されている保

育ママ制度は、具体的にどのように変更になるのか、なくなるのか。その辺をちょっとお聞かせください。

○議長（高橋敬治君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木光一君） 保育ママの施設自体は、廃止する予定になっています。

ただ、保育ママの自宅での保育というのは、継続して実施していきたいと考えております。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

2番、山本洋志君。

○2番（山本洋志君） この件の建物の件ですけれども、加藤議員も質問しているわけですが、その後の利用方法について、有効な利用方法ができればと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 加藤議員の一般質問にも答えさせていただきましたけれども、区や安良里地区を中心に活動されている団体には、ご利用になりますかということでお伺いはしておりますけれども、いずれも管理をしてまでも使いたくはないというか、使うことは無理だという回答をいただいておりますので、現時点では、あそこを利用する団体はございません。ないということになりますと、園として建てているのに、機能していないものが建っているといかがなものかということで、国や県の方から、それは取り壊しなさいということが当然ありますので、このまま利用目的がない場合は、取り壊さざるを得ないというのが現状でございます。ただ町としても、使えるものであれば活用したいとは思っておりますので、加藤議員の一般質問の時にもお答えしましたように、サテライトオフィスなどで使えるということがあれば残したいと思っておりますが、いずれにしても裏山が危険ということは変わりませんので、その辺を考慮してでも使っていただく方にしかお貸しできないというのが、現状だという認識を持っていただければと思います。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第 46 号 西伊豆町立学校設置条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第 46 号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 47 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第 4、議案第 47 号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の一部を変更する協約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 議案第 47 号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の一部を変更する協約について。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 4 項の規定により、西伊豆町が下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町及び松崎町と締結した賀茂地域の広域連携に係る連携協約を別紙のとおり変更することにつき、議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 4 日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木光一君） それでは、議案第 47 号 賀茂地域の広域連携に係る連

携協約の一部を変更する協約についてご説明をさせていただきます。

今回は、西伊豆町が既に下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町及び松崎町と締結をしております賀茂地域の広域連携に係る連携協約の別紙の教育の分野に、幼児教育アドバイザーの設置に関する文言を追加したいものでございます。

最初に、6ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。こちらは、下田市との連携協約の変更になります。別表の教育の甲の改正になりますけれども、改正案のとおり下線部分の文言が追加となりまして、役割分担の甲、下田市になりますが、その列に「及び幼児教育アドバイザーの設置に関する事務」を加え、乙の列に、こちらは西伊豆町になります。同じく「及び幼児教育アドバイザーの設置に関する事務」を加えて、教育の甲を改めたいというものでございます。

次に、7ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。こちらは、下田市以外の4町との連携協約の変更になります。改正内容は下田市と同様でありまして、改正案の下線部のとおり、甲乙それぞれ先ほど申し上げたとおり、「及び幼児教育アドバイザーの設置に関する事務」を加えて、教育の甲を改めたいというものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただきたいと思います。こちらは、下田市との連携協約の変更になります。1条にありますとおり、別表教育の甲を次のように改めるというものでありまして、先ほど新旧対照表でご説明したとおり、教育の甲に「及び幼児教育アドバイザーの設置に関する事務」の文言を加えたものに改めるものでございます。

2条といたしまして、この協約は、平成31年4月1日に効力を生ずるというものでございます。

次に、2ページをお願いしたいと思います。こちらは、東伊豆町との連携協約の変更になります。こちらにも1条にありますとおり、別表教育の甲を次のように改めるというものでありまして、先ほどこちらも新旧対照表でご説明したとおり、教育の甲の文言を改めたいというものでございます。

2条といたしまして、こちらにもこの協約は、平成31年4月1日に効力を生ずるというものでございます。

3ページ以降につきましては、今申し上げた東伊豆町と同様の内容になりまして、3ページが河津町、4ページが南伊豆町、5ページが松崎町との連携協約の一部を変更する協約となっております。

以上簡単ですが、説明とさせていただきます。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第 47 号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の一部を変更する協約については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第 47 号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 08 分

再開 午前 10 時 14 分

◎議案第 48 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開します。

日程第 5、議案第 48 号 平成 30 年度西伊豆町一般会計補正予算（第 7 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 星野淨晋君登壇]

○町長（星野淨晋君） 議案第 48 号 平成 30 年度西伊豆町一般会計補正予算（第 7 号）。

平成 30 年度西伊豆町一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 34 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 63 億 3,753 万 4,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 12 月 4 日 提出。

西伊豆町長 星野淨晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 総務課長。

○総務課長（佐久間明成君） それでは、議案 48 号について説明させていただきます。

今回の補正の主なものといたしまして、歳入においては、県営事業軽減交付金や財政調整基金繰入金の減額の他、財政調整基金利子、前年度繰越金や下田地区消防組合返還金の増額が主なものとなっております。歳出におきましては、精算見込額や額の確定通知等による退職手当負担金、過年度児童福祉法措置負担金返還金、過年度分自立支援給付費返還金や過年度分自立支援医療費返還金などの増額、クリーンセンター施設修繕費、道路維持修繕費や河川維持修繕費の増額、教育費では各学校施設への空調設備整備工事費の増額の他、財政調整基金利子積立金の増額などが主なものとなっております。

2 ページを願います。

第 1 表 歳入歳出予算補正、歳入です。款、項、補正額、計の順に読み上げます。

8 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金ともに 49 万 8,000 円、189 万 8,000 円。

11 款分担金及び負担金、6 万 9,000 円、1,694 万 2,000 円。2 項負担金、6 万 9,000 円、1,223 万 9,000 円。

13 款国庫支出金、3 万 5,000 円、4 億 2,939 万 1,000 円。1 項国庫負担金、3 万 5,000 円、1 億 7,866 万 9,000 円。

14 款県支出金、105 万 9,000 円の減、3 億 6,632 万 1,000 円。1 項県負担金、1 万 7,000

円、1億3,540万7,000円。2項県補助金、138万1,000円の減、2億1,270万2,000円。
3項県委託金、30万5,000円、1,821万2,000円。

15款財産収入、204万5,000円、801万6,000円。1項財産運用収入204万5,000円、801万4,000円。

16款寄附金、1項寄附金ともに9万9,000円、7億10万4,000円。

17款繰入金、1項繰入金ともに1億953万1,000円の減、10億248万1,000円。

18款繰越金、1項繰越金ともに2億245万5,000円、3億245万5,000円。

19款諸収入、573万6,000円、5,996万7,000円。5項雑入、573万6,000円、5,070万9,000円。

歳入合計に1億34万7,000円を追加し、63億3,753万4,000円としたいものでございます。

3ページをお願いいたします

続いて、歳出でございます。こちらも、款、項、補正額、計の順に読み上げをいたします。

1款議会費、1項議会費ともに3万円、6,642万5,000円。

2項総務費、500万円、7億9,258万8,000円。1項総務管理費、500万円、6億3,954万3,000円。

3款民生費、2,673万2,000円、10億7,547万9,000円。3項児童福祉費、438万8,000円、9,675万2,000円。4項障害福祉費、2,234万4,000円、3億253万5,000円。

4款衛生費、300万円、5億9,831万4,000円。3項清掃費、300万円、4億1,084万4,000円。

5款農林水産業費、156万3,000円、3億9,429万7,000円。1項農業費、6万3,000円、4,838万2,000円。2項林業費、20万円、5,105万7,000円。3項水産業費、100万円、2億9,258万8,000円。4項土地改良事業費、30万円、227万円。

6款商工費、1項商工費ともに30万円、6億5,767万9,000円。

7款土木費、380万円、4億6,492万1,000円。2項道路橋梁費、200万円、1億8,490万9,000円。3項河川費、180万円、6,582万5,000円。

9款教育費、5,787万7,000円、5億8,763万2,000円。2項小学校費、3,595万円、8,982万1,000円、3項中学校費、2,075万円、6,033万1,000円。5項認定こども園費、71万9,000円、1億8,458万2,000円。6項社会教育費、8,000円、4,851万2,000円。7項保健体育費、45万円、6,833万円。

12款諸支出金、4ページをお願いいたします。2項基金費ともに204万5,000円、7億6,039万7,000円。

歳出合計に1億34万7,000円を追加し、63億3,753万4,000円としたいものです。

5ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。1総括、歳入です。

先ほど説明いたしました、第1表 歳入歳出予算補正の歳入及び歳出と同額なので、省略をさせていただきます。

次に、歳出です。こちらも第1表歳入歳出予算補正と同様なので省略いたしますが、補正額の財源内訳について説明をいたします。

1款議会費、30万円はすべて一般財源でございます。

2款総務費、500万円の内訳は、国県支出金が30万5,000円、その他財源が2万8,000円、一般財源が466万7,000円。

3款民生費、2,673万2,000円の内訳として、国県支出金が5万2,000円、一般財源が2,668万円。

4款衛生費、300万円はすべて一般財源でございます。

5款農林水産業費、156万3,000円はすべて一般財源でございます。

6款商工費、30万円は、20万3,000円がその他財源、9万7,000円が一般財源でございます。

7款土木費、380万円の内訳はすべて一般財源でございます。

9款教育費、5,787万7,000円の内訳は、その他財源が6万9,000円、一般財源が5,780万8,000円。

12款諸支出金、204万5,000円はすべてその他財源でございます。

歳出合計、1億34万7,000円の内訳は、国県支出金が35万7,000円、その他財源が234万5,000円、一般財源が9,764万5,000円となっております。

6ページをお願いいたします。2歳入です。

8款地方特例交付金、1項1目地方特例交付金、補正額49万8,000円は、すべて地方特例交付金の増額となっております。

あと主なものといたしまして、下から2段目のところです。

14款県支出金、2項7目県営事業軽減交付金138万1,000円の減額は、県営事業軽減交付金の減となっております。

その下、14 款県出金、3 項 3 目権限移譲事務交付金 30 万 5,000 円は、すべて権限移譲事務交付金の増額となっております。

7 ページをお願いいたします。

上から 2 段目です。15 款財産収入、1 項 2 目利子及び配当収入 204 万 5,000 円は財政調整基金利子、こちらの方は債券分の収入があったということでございます。

ちょうど中段です。17 款繰入金、1 項 1 目財政調整基金繰入金、1 億 953 万 1,000 円の減となっております。

続いてその下、18 款繰越金、1 項 1 目繰越金 2 億 245 万 5,000 円は、前年度繰越金となっております。

続いて 1 番下の段ですが、19 款諸収入、5 項 1 目過年度収入 550 万 5,000 円は、下田地区の消防組合からの返還金となっております。

9 ページをお願いいたします。3 歳出です。

こちらにも、主なものだけ確認をしていただきたいと思います

上から 2 段目、2 款総務費、1 項 1 目一般管理費 500 万円、こちらは職員手当として退職手当負担金が 3 名分増加になっております。

その下、3 款民生費、3 項 1 目児童福祉総務費 100 万 1,000 円、こちらは保育対策促進事業費補助金の返還金でございます。

その下、2 目児童福祉措置費 338 万 7,000 円は、過年度児童福祉法措置負担金の返還金となっております。

1 番下の段になります。4 項 3 目自立支援給付費 2,232 万円の増は、主なものとしては、23 節の償還金、利子及び割引料として、過年度分自立支援給付費返還金が 2,020 万 9,000 円、過年度分自立支援医療費返還金が 200 万 1,000 円となっております。

10 ページをお願いします。

上から 2 段目です。4 款衛生費、3 項 1 目廃棄物処理費 300 万円の増は、工事請負費でクリーンセンターの施設関係工事費として、クレーンの操作用の無線装置の修繕を計上させていただいております。

下から 2 段目です。5 款農林水産業費、3 項 2 目漁港管理費 100 万円、こちらは港内施設の修繕費等となっております。

11 ページをお願いいたします。

中段です。7 款土木費、2 項 1 目道路費 200 万円、こちらは道路維持修繕費となっております

ます。

その下、3項1目河川維持費180万円、こちらも河川の維持修繕費として計上してごさいます。

1番下の段になります。9款教育費、2項1目仁科小学校管理費1,150万円の増額の主なものといたしまして、15節工事請負費で空調設備工事、こちらの方は電気工事、それから8基のエアコンの設置を見込んでおります。

その下、2目田子小学校費です。920万円の増額で、12ページをお願いいたします。15節工事請負費900万円でございますが、こちらも空調設備工事として、電源関係の工事費、受電設備の工事費、エアコンを6基設置を見込んだ工事費となっております。

その下、3目賀茂小学校です。賀茂小学校管理費、補正額1,660万円、すべて工事請負費となっております。空調設備工事で、電源関係、受電設備、エアコンは6基設置となっております。

次のその下になります。9款3項2目賀茂中学校管理費2,075万円、こちらもすべて工事請負費となっております。空調設備工事の内訳として、1,940万円ですが、こちらも電源と受電設備、エアコン7基の設置となっております。その下で、火災報知機設備改修工事、こちらの方は135万円の計上となっております。

13ページをお願いいたします。一番下の段になります。

12款諸支出金、2項1目基金積立金204万5,000円、25節の積立金となっております。内容といたしましては、財政調整基金利子の積み立てとなっております。

以上簡単ですが、説明とさせていただきます。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

2番山本洋志君。

○2番（山本洋志君） 12ページの賀茂小学校の空調関係6基1,900万、その上が同じ6基で900万ですね、この900万と1,600万、6基6基なんですけど、この金額の違いというのはどういうわけでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木光一君） それぞれの学校において、電気容量がある程度、受電

施設で決まっております。それをどう改修するかによって金額が変わってきまして、田子小学校につきましては、受電施設のトランスのみを変更すれば可能だということで、金額が少し下がっております。ただ賀茂小学校につきましては、賀茂中学校と同じエリアの月原学校区という受電施設になりますけれども、その受電施設を少し大きく改修しないと賄えないということで上げてあります。ただ、現在の中でも、もう少し安い方法での改修ができないかということは、引き続き検討をしているところでございます。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） これは歳入のところでもいろいろとあるんですけども、文科省の公立施設の環境改善交付金、こういったものの申請等にも絡んでくる話で、今朝の新聞等にもありましたけども、そういったものの申請の中から、幸いにして西伊豆町が認められたということは承知しております。特に、今言った地域の実状なり、その学校のある施設の諸々のあれによっていろいろ違うと思いますけども、1基1基にいろいろな地域でエアコンを設置しようということが集中してきます。メーカーさんとか設備が、きちんとその期日内に揃えられるような万全なる対策を取るべきだと思うんですけども、その辺については抜かりないでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木光一君） 確かに国も、メーカーには増産体制ということで指示が出ているとは聞いております。ただ、各自治体とも一斉に整備という形になりますので、早急に入札をかけて発注ができるような算段はしていきたいと考えております

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） 11ページの6款商工費の旅費の関係でお聞きします。補正が30万ですが、当初予算では47万6,000円取ってあると見てきたわけですけども、今後3か月間の残りぐらいで、30万円使うほどの何か行事が特別にあるのかお聞きします。

○議長（高橋敬治君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷きよみ君） 美しい伊豆創造センターでのトップセールス等を2月に行う関係や、美しい湾クラブ世界大会に参加した町長の随行者の旅費等を、こちらで補正させていただきたいと思っております。旅費の関係は、美しい伊豆創造センターで地域づくり推進事業助成金を申請しますので、10分の10の補助がございまして。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 12ページですけど、例のエアコンだけど、これは結局単価を押し上げているというのは、キュービクルを付けるということだよね。充電設備を予定しているよね、キュービクル。充電設備にこれを付けるから、1台の単価を押し上げてしまっているんだけど、トランスでなくてキュービクルを付けるということは予定しているよね。この間貰った資料では、キュービクル付けると書いてあったじゃない。

○議長（高橋敬治君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木光一君） すべてではなくて、月原学校区についてはキュービクルの入れ替えを、新設をしたいということの資料だったかと思います。

○議長（高橋敬治君） 4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） ではその場合、仮に付けたら電気代はどのくらい違うのか。分かりますか。

○議長（高橋敬治君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木光一君） 電気代につきましては、とくに変わりはないかと考えております。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

10番山本榮君。

○10番（山本 榮君） 今の小中学校のエアコンの件に絡みますけども、まだ入札は済んでいない段階ですが、この工事を年度内に終わらせる考えで進めていけるのか。年度内で3月までに工事が終わるようにして欲しいわけですが、その状況の様子。

それともう1点、10ページのクリーンセンターの関係ですが、この工事費300万円、クレーンの修理ということですが、これが今壊れていると炉の活動が今できないのか。止まっているのか。それとも、焼却をしながらこの工事ができるのか。その辺の状況を教えてください。

○議長（高橋敬治君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木光一君） エアコンの設置を年度内にとということですが、国も今回の交付金にあたって、夏前までに整備をして欲しいということで通知が来ております。今、教育委員会として考えているのは、できれば6月ぐらいまでには、すべて設置を完了したいと考えております。

○議長（高橋敬治君） 環境課長。

○環境課長（鈴木昇生君） クリーンセンターのクレーンは2機ありまして、今のところ、大きい第2ピットのクレーンでも補えますので、それでやって行く方向です。工事については、2月に炉の工事をやる時に一緒にやりたいということで考えております。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

9番堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 12ページですね、9款の仁科と伊豆海の認定こども園費の中で、園医報酬が補正されているわけですけど、これは何か今この補正で上げてきたというのは、何かするのですか。

○議長（高橋敬治君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木光一君） 実は幼稚園につきましては、内科検診を1回で、年に1回で良かったわけなんですけども、保育園については、年2回実施しなければならないということで、当初予算では1回分しか計上してなかったということで、大変申し訳なかったんですけども、1回分を追加して計上させていただきました。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第48号 平成30年度西伊豆町一般会計補正予算（第7号）を、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第 48 号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 49 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第 6、議案第 49 号 平成 30 年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 星野浄晋君登壇]

○町長（星野浄晋君） 議案第 49 号 平成 30 年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）。

平成 30 年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 230 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 12 億 8,100 万円とする。

第 2 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 12 月 4 日 提出

西伊豆町長 星野浄晋

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） それでは、議案第 49 号についてご説明いたします。

今回の補正の主な内容は、歳出につきましては、一般被保険者療養費舗装具の購入、針・灸・マッサージ等におきまして利用件数の増加にともなう増額、一般被保険者保険税還付金において、国保から社保に異動したが本人が申し出をし忘れており、現在に至っていた案件等が発覚したため 4 年に遡っての還付等が発生したことにより、過年度還付金を増額したいものでございます。歳入につきましては、療養費増額分として県普通交付金を増額し、不足する財源につきましては、前年度繰越金において賄いたいものです。

2 ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。款、項、補正額、計の順で説明させていただきます。

5款県支出金、124万5,000円、9億4,630万2,000円。1項県補助金、124万5,000円、9億4,630万1,000円。

8款繰越金、1項繰越金ともに105万5,000円、513万3,000円。

歳入合計に230万円を追加し、12億8,100万円としたいものです。

歳出です。

2款保険給付費、124万5,000円、9億2,975万7,000円。1項療養諸費、124万5,000円、8億600万5,000円。

5款保健事業費、5万5,000円、2,094万6,000円。2項保健事業費、5万5,000円、613万1,000円。

8款諸支出金、100万円、717万6,000円。1項償還金及び還付加算金、100万円、667万6,000円。

歳出合計に230万円を追加し、12億8,100万円としたいものでございます。

3 ページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括、歳入です。2ページの第1表と同様ですので、省略させていただきます。

次に、歳出です。これにつきましても、3ページの第1表と同様です。補正額の財源内訳は、記載のとおりでございます。

4 ページをお願いします。歳入です。

5款1項1目保険給付費等交付金124万5,000円、歳出の一般被保険者療養費増額分につきまして、全額県普通交付金を充当します。

8款1項2目その他繰越金105万5,000円、不足する財源については前年度繰越金で賄います。

5 ページをお願いします。歳出です。

2款1項3目一般被保険者療養費124万5,000円、補装具の購入、針・灸・マッサージにおいて、当初予算時に1か月に40件程度で計上しておりましたが、10月末現在で月50件程度の利用があるため、本年度末までの見込みの中で増額をしたいものでございます。

5款2項1目保健衛生普及費5万5,000円、医療費通知が医療費控除資料として利用可能となり、本年度より世帯単位から個人単位への発行となったことによる、発行部数の増加に

よるものです。

8款1項1目一般被保険者保険税還付金100万円、国保から社保に異動したが、本人が申し出を忘れており国保税を払い続けた場合や、所得更正等により還付金が発生することによるものですが、10月分までの実績及び11月から年度末までの過去5年間の実績等により不足が見込まれるため、増額をしたいものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 5ページのところで過年度還付金ということで、本人が申請をし忘れたというケースもあったということですが、4年間ということで相当な期間の話だと思うんです。こういったものは、だいたい何件ぐらいあるわけでしょうか。件数が分かれば教えてもらいたいです。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 今年度におきましては、還付金として返還している分は19件でございます。

○議長（高橋敬治君） 7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 例えば、こういったものが発生しないような強化チェック、強化体制とかそういったものをどのように検討したか、それだけお願いします。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 今後、窓口の年金関係と話をしまして、第1号や第3号の年金の被保険者の資格の喪失の一覧表等が窓口に届きますので、それらを国保サイドでも確認しまして、こちらから資格喪失の届けの勸奨文章等を送ることも考えていきたいと思っております。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第 49 号 平成 30 年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第 49 号は、原案のとおり可決されました。

質疑の途中ですが、暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 00 分

再開 午前 11 時 06 分

◎議案第 50 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開します。

日程第 7、議案第 50 号 平成 30 年度西伊豆町水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第 50 号 平成 30 年度西伊豆町水道事業会計補正予算（第 1 号）。

第 1 条 平成 30 年度西伊豆町水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 平成 30 年度西伊豆町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げます。

第1款水道事業費用、2億1,041万8,000円、589万9,000円、2億1,631万7,000円。

第1項営業費用、1億9,690万9,000円、589万9,000円、2億280万8,000円。

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げます。

(1) 職員給与費、3,755万2,000円、46万円、3,801万2,000円。

平成30年12月4日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 企業課長。

○企業課長（松本正人君） それでは、議案第50号につきまして説明させていただきます。

今回の補正は、収益的収入及び支出の支出で、主に人件費及び減価償却費の増額をそれぞれ計上するものです。

2ページをお願いします。

平成30年度西伊豆町水道事業会計補正予算実施計画、収益的収入及び支出の支出です。

款、項につきましては、先ほど町長から説明がありましたので省略させていただき、目から補正予定額、計の順に読み上げます。

1款水道事業費用、1項営業費用、4目総係費、192万1,000円、5,887万5,000円。5目減価償却費、397万8,000円、6,913万5,000円。

3ページをお願いします。

こちらは、平成30年度西伊豆町水道会計補正予算明細書、収益的収入及び支出の支出です。

1款水道事業費用、1項営業費用、4目総係費、補正予定額192万1,000円の増は、主に給与改定や人事異動を反映し、年間の支給額が確定し、また、翌年度6月に支給します賞与の引当金分をそれぞれ計上したものでございます。4節賞与引当金繰入額で132万8,000円の増額、5節法定福利費の共済組合費負担金で46万円の増額、27節貸倒引当金繰入額で13万3,000円を増額しております。5目減価償却費補正予定額397万8,000円の増は、平成29年度決算確定にともなう減価償却費の更正分です。3節構築物で359万2,000円の増額、4節機械及び装置で14万7,000円の増額、7節無形固定資産で23万9,000円の増額を計上しております。

4ページをお願いします。

4 ページから 7 ページまでが、平成 29 年度の西伊豆町水道事業貸借対照表です。29 年度の決算の貸借対照表に、剰余金処分を反映した数値で記載しております。内容につきましては、省略させていただきます。

次に、8 ページをお願いします。

こちらから 9 ページまでが、平成 29 年度の西伊豆町水道事業会計の損益計算書です。29 年度の決算書と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

10 ページをお願いします。

10 ページから 13 ページまでが、平成 30 年度西伊豆町水道事業予定貸借対照表となります。平成 29 年度の決算貸借対照表に今回の補正予算案を反映させ、平成 31 年 3 月末の予定数値を示したものでございます。

11 ページをお願いします。

こちらの最下段に記載されています、資産合計 23 億 8,567 万 9,377 円をご確認いただきまして、次に 13 ページをお願いします。

こちら最下段にあります、負債資本合計 23 億 8,567 万 9,377 円が、先ほどの 11 ページの資産合計と同額であるということをご確認いただきまして、14 ページをお願いします。

平成 30 年度西伊豆町水道事業会計予定キャッシュフロー計算書です。こちらは、31 年 3 月末の予定数値を示しております。下段の資金期末残高 4 億 7,143 万 6,206 円が、11 ページの予定貸借対照表の中段の 2 流動資産の (1) 現金預金の 4 億 7,143 万 6,206 円と同額であるということをご確認いただきまして、雑駁ですが議案第 50 号の説明とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

1 番、堤豊君。

○1 番（堤 豊君） 3 ページ、27 節貸倒引当金繰入額の説明がありましたけど、この貸倒引当金繰入額が 13 万 3,000 円計上されていますけど、どのような時にこういう繰り入れされるのか、その辺の説明をいただきたいですが。

○議長（高橋敬治君） 企業課長。

○企業課長（松本正人君） これは決算時の未収金総額の 5 パーセント相当額になるように繰

り入れをしております、不納欠損の時にここから出して処分をいたします。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第 50 号 平成 30 年度西伊豆町水道事業会計補正予算(第 1 号)は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第 50 号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 51 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第 8、議案第 51 号 平成 30 年度西伊豆町温泉事業会計補正予算(第 1 号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 議案第 51 号 平成 30 年度西伊豆町温泉事業会計補正予算(第 1 号)。

第 1 条 平成 30 年度西伊豆町温泉事業会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

第 2 条 平成 30 年度西伊豆町温泉事業会計予算(以下「予算」という。)第 3 条に定めた

収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げます。

第1款温泉事業収益、8,824万4,000円、1,975万円、1億799万4,000円。

第1項営業収益、8,671万8,000円、1,975万円、1億646万8,000円。

次、支出です。

第1款温泉事業費用、8,455万9,000円、△111万2,000円、8,344万7,000円。

第1項営業費用、8,136万7,000円、△257万4,000円、7,879万3,000円。

第2項営業外費用、169万1,000円、146万2,000円、315万3,000円。

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げます。

(1) 職員給与費、1,187万4,000円、△222万5,000円、964万9,000円。

平成30年12月4日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 企業課長。

○企業課長（松本正人君） それでは、議案第51号につきまして説明させていただきます。

今回の補正は、収益的収入及び支出の収入で温泉使用料及び加入金の増額を、支出で主に人件費の減額、減価償却費及び消費税の増額を、それぞれ計上するものです。

2ページをお願いします。

平成30年度西伊豆町温泉事業会計補正予算実施計画、収益的収入及び支出の収入です。

款、項につきましては、先ほど町長から説明がありましたので省略させていただき、目から補正予定額、計の順に読み上げます。

1款温泉事業収益、1項営業収益、1目供給収益、275万円、8,902万3,000円。2目その他営業収益、1,700万円、1,744万5,000円。

3ページをお願いします。収益的収入及び支出の支出です。

1款温泉事業費用、1項営業費用、4目総係費、259万6,000円の減、1,424万9,000円。

5目減価償却費、2万2,000円、2,100万3,000円。2項営業外費用、3目消費税、146万2,000円、314万7,000円。

4ページをお願いします。

平成 30 年度西伊豆町温泉事業会計補正予算明細書、収益的収入及び支出の収入です。

1 款温泉事業収益、1 項営業収益、1 目供給収益、補正予定額 275 万円の増は、2 節堂ヶ島温泉使用料の増額です。これは、営業用で 1 件の新規加入がありましたので、温泉使用料 5 か月分を計上しました。2 目その他営業収益、補正予定額 1,700 万円の増は、4 節雑収益の温泉新規加入金となります。

5 ページをお願いします。収益的収入及び支出の支出です。

1 款温泉事業費用、1 項営業費用、4 目総係費、補正予定額 259 万 6,000 円の減は、主に 4 月の人事異動等によるものです。2 節給料で 187 万 7,000 円、3 節手当等で 4 万 8,000 円、4 節賞与引当金繰入額で 28 万円、5 節法定福利費で 30 万円、24 節貸倒引当金繰入額で 9 万 1,000 円を、それぞれ減額計上しました。5 目減価償却費、補正予定額 2 万 2,000 円の増は、平成 29 年度決算確定にともないます減価償却費です。4 節機械及び装置で、2 万 2,000 円を増額するものです。2 項営業外費用、3 目消費税、補正予定額 146 万 2,000 円の増額は、堂ヶ島温泉の新規加入で営業収益が増えましたので、それに対する消費税です。

6 ページをお願いします。

6 ページから 9 ページまでが、平成 29 年度西伊豆町温泉事業貸借対照表です。平成 29 年度の決算の貸借対照表に、剰余金処分を反映した数値で記載しております。内容につきましては、省略させていただきます。

10 ページをお願いします。

10 ページから 11 ページまでが、平成 29 年度西伊豆町温泉事業損益計算書です。こちらも平成 29 年度の決算書と同じでございますので、説明の方は省略させていただきます

12 ページをお願いします。

12 ページから 15 ページまでが、平成 30 年度西伊豆町温泉事業会計予定貸借対照表です。平成 29 年度の決算貸借対照表に、今回の補正予算案を反映させ、平成 31 年 3 月末の予定数値を示したものです。

13 ページをお願いします。11 行目の資産合計 11 億 2,696 万 2,835 円をご確認いただき、15 ページをお願いします。

こちらの下段にあります、負債資本合計 11 億 2,696 万 2,835 円が、先ほどの 13 ページで申しました資産合計と同額であることをご確認くださいまして、16 ページをお願いします。

こちらが、平成 30 年度西伊豆町温泉事業会計予定キャッシュフロー計算書です。平成 31 年 3 月末の予定数値を示しております。最下段の資金期末残高 7 億 5,114 万 4,700 円をご確

認いただき、13 ページの予定貸借対照表の 5 行目をお願いします。(1) 現金預金 7 億 5,114 万 4,700 円と同額であるということをご確認していただきまして、雑駁ですが、議案第 51 号の説明とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

1 番、堤豊君。

○1 番（堤 豊君） 5 ページをお伺いします。5 ページの消費税のところで、堂ヶ島温泉等ということで、これは 1,700 万円の温泉加入金が入ったということであれですけど、146 万 2,000 円消費税が計上されていますけど、等だからちょっとここんところが精査できなかったんですけど、1,700 万円掛ける 8 パーセントとすると 136 万円で 146 万、10 万多いんですけど、何かこの他のものがあつたということですか。1,700 万円以外に。

○議長（高橋敬治君） 企業課長。

○企業課長（松本正人君） 4 ページをご覧ください。その他雑収益で新規加入金 1,700 万円がありますが、その 1 個上の温泉使用量で 275 万増えていますので、それを足していただくと、その数字になると思います。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第 51 号 平成 30 年度西伊豆町温泉事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第 51 号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 52 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第 9、議案第 52 号 西伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 議案第 52 号 西伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について。

西伊豆町職員の給与に関する条例（平成 17 年西伊豆町条例第 44 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 30 年 12 月 6 日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほど申し上げます。

なお、お渡ししました資料に不備があるようでございますので、総務課長が説明の時に改めて指摘をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（高橋敬治君） 総務課長。

○総務課長（佐久間明成君） それでは、議案第 52 号について説明をさせていただきます。

先ほど町長からご指摘がありましたように、実は次のページ以降、ページ番号が印刷されておりませんでしたので、説明に合わせて 1 ページずつ、私の方でめくるようにいたしますので、できれば皆さまの資料の方に、1 ページ目から順次ページを書いていただければありがたいと思います。

今回の西伊豆町給与条例に関する条例の一部を改正する条例でございますが、先月 11 月

28日ですが、国会で人事院勧告が承認を受けまして成立したということで、今回、西伊豆町職員の給与に関する条例も改正するという事で上程をさせていただいております。

まず1ページですが、こちらは第1条として、職員の給料表の改正、それと宿日直手当の改正をうたっております。第1条として、中段ですね、第15条の2第1項中「4,200円」を「4,400円」に改めるとして、宿日直手当200円の増になっております。こちらは、平成12年の時に一度改正されて4,200円となっております。ちょうど18年ぶりの改正ということでございます。別表1（第3条関係）として行政職給料等（一）、これは一般職員の給与の改正表です。1ページから、順次2ページから5ページまでが、行政職給与表の（1）となっております。

続きまして、同じ5ページで別表2（第3条関係）とあります。こちらは、行政職給与表（二）となっておりますが、労務職、作業員さんとか給食員さんの給与について定めるものでございます。こちらが5ページから9ページまでが、行政職給料表の改正の表となっております。ここの第1条の給料表と宿日直手当につきましては、適用が平成30年4月1日からの改正となっております。

9ページの中段より少し上ですが、第2条とあります。こちらでは、期末勤勉手当、ボーナスという呼び方が分かるかもしれませんが、それに対する規定でございます。給料表につきましては、単純率ですと0.16パーセントの増、こちらの第2条の方のボーナス、勤勉手当等については、0.05ヵ月分の増額ということになっております。この第2条につきましては、本年12月1日から適用となっております。

続きまして、第3条です。こちらは、期末勤勉手当等につきまして、来年度の分として適用するものを書かせていただいておりますが、適用が平成31年4月1日からとなっております。これにつきましては、今まで6月支給分、12月支給分とそれぞれ率が変わってございましたが、一律に標準化するという事で、今回の第2条で0.05ヵ月分を増やすことに対して、31年度以降適用するものを標準化するという事でございます。

9ページの一番下、附則がございます。こちらで先ほど言った適用期日の話ですが、第1条、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条、先ほどの上側の第3条ですが、規定は、平成31年4月1日から施行する。

その下、第2条、第1条の規定による改正後の西伊豆町職員の給与に関する条例の規定は平成30年4月1日から適用し、第2条の規定による改正後の条例の規定は、こちらが先ほどのボーナスによる分ですが、平成30年12月1日から適用する。

3条、給与の内払いとして、改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の西伊豆町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例に規定による給与の内払いとみなすと。もう既に、4月から給与を交付しております。今回、改めて人事院勧告の0.16パーセント分を支給することに対して、今までの分は新たな給料表の内払いとみなしますという規定でございます。

1枚めくっていただきますと、11ページになります。西伊豆町の職員の給与に関する条例（平成17年西伊豆町条例第44号）第1条の新旧対照表となっております。現行では宿日直手当が4,200円、こちらを改正案では4,400円、それぞれその下に別表1給料表についてと、別表2、行2職の給料表を、それぞれ改めるということでございます。

次のページをお願いします。12ページになります。こちらが現行表の給料表、行政職の給料表となっております。12ページから15ページまで、この表の内訳となっております。12ページから15ページまで、一般職給与の給料表ということでございます。

次のページ、別記1の改正案として出しておりますのが、16ページになります。こちらが、改正後の行政職給料表となっております。こちらは、16ページから19ページまでとなっております。16ページから始まって、19ページまでとなっております。

次のページが、別記に現行とあります。20ページになります。こちらは行政職給料表(二)、先ほどの労務職の皆さんの給料表となっております。これが、20ページから24ページまでの現行表でございます。24ページの中段、別記2-2改正案でございます。こちらが、行政職給料表(二)の新たな改正案で補正された給料表となっております。24ページから28ページまでとなっております。ここまでが、改正の給料表となっております。

もう1ページおめくりください。こちらのページは、29ページになります。

西伊豆町職員の給与に関する条例（平成17年西伊豆町条例第44号）第2条の新旧対照表となっております。

現行の第1号の下から3行目になります。月額加算した額に100分の90乗じた総額100分の90を、改正案では6月に支給する場合においては100の90、12月に支給する場合においては100の95、先ほど申しました期末手当において0.05か月分と、ここで上乘せを書いております。その下2号ですが、再任用職員用として一番下の行ですが、現行では100分の42.5を乗じて得た額が、改正では6月に支給する場合においては100分の42.5、12月に支給する場合においては100分の47.5を乗じて得た額という改正になっております。

1ページをおめくりください。こちら30ページになります。

西伊豆町職員給与に関する条例（平成 17 年西伊豆町条例第 44 号）第 3 条の新旧対照表となっております。

期末手当として 2 項です。期末手当の額は、期末手当基礎額に 6 月に支給する場合においては 100 分の 122.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 137.5 を乗じて得た額が、先ほど申したように標準化するために、2 号で改正案は期末手当の額は期末手当基礎額に 100 分の 130 を乗じて得た額ということで、6 月と 12 月のものを標準化して表記してございます。

その下、3 項になります。こちらは再任用職員に対するもので、同項中 100 分の 122.5 とあるのは 100 分の 65 と、100 分の 137.5 とあるのは 100 分の 80 とするところを、改正案では、再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中 100 分の 130 とあるは、100 分の 72.5 とすると。こちらも、1 年 2 回分の標準化ということで記載されております。

最後のページになります。こちら 31 ページです。現行のちょうど中段です。6 月に支給する場合において 100 分の 90、12 月に支給する場合においては 100 分の 95 というところが、改正案では 100 分の 92.5 ということで標準化しております。

2 号の再任用職員に対するものですが、現行の下から 2 行目、6 月に支給する場合においては 100 分の 42.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 47.5、こちらが改正案では 100 分の 45 と、またこちらも標準化をしております。

以上簡単ですが、今回の人事院勧告にともなうものとして、給料では 0.16 パーセント、ボーナス、賞与においては 0.05 か月分、宿日直手当の増額として、4,200 円から 200 円増額し 4,400 円とするものです。

以上、説明といたします。

○議長（高橋敬治君） 審議の途中ですが、暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 46 分

再開 午前 11 時 49 分

○議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開します。

提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

7 番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） ページは、先ほどのあれでいきますと11ページになると思います。宿日直手当の件の改正案の文言のところですけども、この宿日直勤務を命じられる職員ということは、これは職員の勤務時間にかかる諸々の条例、そういったものにかかってくる話。それから地方公務員法、そういったものにかかってくる話ということでよろしいですか。そのような理解で。

○議長（高橋敬治君） 総務課長。

○総務課長（佐久間明成君） ただいまのご質問の関係ですが、ここで今回改正で挙げているのは、あくまで手当額についてでございます。ただいまご質問がありました件については、宿日直業務について規定している分についてでございますので、業務と金額と一緒とは解釈しておりません。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 私は52号、これに反対の立場で討論したいと思います。ただ今、宿日直のことに关しては、これは待遇と業務のこと、これは別の案件だということもあるかもしれないですけども、議案を通して、人事院勧告に基づく給料の改正、そういったものについては、ある程度は理解はするものです。やはり私は1番の大きな理由としては、この待遇を認めることに关して、給与待遇、給与の改正というか、そういったことを認めることに关して、それを含めてその業務を認める、そういったものに繋がっていくのではないかなと一番思っております。この宿日直の業務に关して日々思うことであるのが、日々最低限の人員でめいっぱい職務に当たっている職員に关しては、担当している業務に専念してもらいたいという気持ちがすごくありました。確かに、それとこれとは違うということもありますけども、私自身いろいろ考えた結果、そこを認めてしまうということは、その業務自体も認めてしまうことに繋がるのではないかと考えて、そこを反対します。

○議長（高橋敬治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） 私は、議案第52号に賛成をするものです。出された条文の中身につきましては人事院勧告に基づくもので、全く筋が通っていると思いますし、日々職員の勤務体制、勤務状況を見ますと、もっと上げてもいいのではないかと思うくらいでございます。また、ただ今宿日直の関係がございましたが、私も実態を詳しく知るわけではありませんが、月に何回という程度の宿日直当番が、そんなに業務に支障があるとは私は思っておりませんので、現状のままでよろしいかと、そのように思っただ賛成をいたします。

○議長（高橋敬治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔なし〕という人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔なし〕という人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第52号 西伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手多数です。

よって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第10、議案第53号 平成30年度西伊豆町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 議案第53号 平成30年度西伊豆町一般会計補正予算（第8号）。

平成30年度西伊豆町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ63億3,904万2,000円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月6日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 総務課長。

○総務課長（佐久間明成君） それでは、議案第53号について説明をさせていただきます。

今回の補正は、11月28日国会可決をしました人事院勧告のともなう給与等人件費の改正によるものです。

歳入におきましては、財政調整基金繰入金150万8,000円の増。歳出では、2款総務費1目一般管理費、宿日直手当の19万4,000円の増、9款教育費、2目事務局費、時間外勤務手当42万4,000円の増、この他は3款民生費、4款衛生費、7款土木費、9款教育費まで、給与等人件費の増額となっております。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入です。款、項、補正額、計の順に読み上げます。

17款繰入金、1項繰入金ともに150万8,000円、10億398万9,000円。

歳入合計に150万8,000円を追加し、63億3,904万2,000円としたいものです。

次に、歳出です。こちらも、款、項、補正額、計の順に読み上げます。

2款総務費、19万4,000円、7億9,278万2,000円。1項総務管理費、19万4,000円、6億3,973万7,000円。

3款民生費、7万円、10億7,554万9,000円。1項社会福祉費、7万円、6億3,418万4,000円。

4款衛生費、46万円、5億9,877万4,000円。1項保健衛生費、31万円、1億4,931万3,000円。3項清掃費、6万円、4億1,090万4,000円。4項町営斎場管理費、9万円、1,490万1,000円。

7款土木費、7万円、4億6,499万1,000円。1項土木管理費、7万円、4,285万2,000

円。

9款教育費、71万4,000円、5億8,834万6,000円。1項教育総務費、42万4,000円、1億319万9,000円。4項幼稚園費、14万円、3,342万1,000円。5項認定こども園費、9万円、1億8,467万2,000円。6項社会教育費、4万円、4,855万2,000円。7項保健体育費、2万円、6,835万円。

歳出合計に150万8,000円を追加し、63億3,904万2,000円としたいものです。

3ページをお願いいたします。

○議長（高橋敬治君） 説明の途中ですが、暫時休憩します。

再開は、午後1時、13時といたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時01分

○議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開します。

日程第10、議案第53号 平成30年度西伊豆町一般会計補正予算（第8号）の提案理由の説明中で休憩しましたので、引き続き提案理由の説明をお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（佐久間明成君） それでは、資料の3ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括の歳入でございます。

こちらは、先ほど2ページの第1表 歳入歳出予算補正と同様なので省略いたします。

次に、歳出です。こちら、第1表 歳入歳出補正と同様なので省略いたしますが、補正額の財源内訳については、すべて一般財源であることをご確認をお願いいたします。

4ページをお願いいたします。2歳入です。

17款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金150万8,000円は、財政調整基金からの繰入金によるものです。

5ページをお願いいたします。3歳出です。

5ページから7ページまで、人事院勧告による人件費の増にかかるものです。主なものだけを報告させていただきます。

2款総務費、1項1目一般管理費19万4,000円は、宿日直手当に係るものでございます。

続いて、6ページをお願いいたします。中段になります。

9 款教育費、1 項 2 目事務局費 42 万 4,000 円は、時間外勤務手当となっております。統合の事務処理、用地等の交渉事務として、時間外を計上させていただいております。

以上簡単ですが、説明とさせていただきます。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第 53 号 平成 30 年度西伊豆町一般会計補正予算(第 8 号)は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手多数です。

よって、議案第 53 号は、原案のとおり可決されました。

◎常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（高橋敬治君） 日程第 11、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各常任委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（高橋敬治君） 日程第 12、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長（高橋敬治君） 以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

これにて、平成 30 年第 4 回西伊豆町議会定例会を閉会いたします。

皆さん、ご苦労さまでした。

閉会 午後 1 時 0 9 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員